

第13回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月22日（火曜日）
午前10時

場所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階
東京コンベンションホール

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご来場を見合わせ、**書面またはインターネットによる事前の議決権行使**をご推奨申し上げます。また、株主総会会場において、**感染防止のための措置**を講じてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次	第13回定時株主総会招集ご通知 …………… 2
	株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 5
	第2号議案 取締役1名選任の件…………… 6
	添付書類
	第92期事業報告 …………… 7
	計算書類 …………… 39
	連結計算書類 …………… 42
	<ご参考>商工中金のガバナンス…………… 51
	第13回定時株主総会会場ご案内略図



新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、中小企業組合及び組合員の皆さまを取り巻く経営環境は急激に悪化し、かつてない厳しい状況が続いております。

当金庫の使命は、『真にお客さまのお役に立つソリューションの提供』によりお客さまの企業価値を高めることです。

使命を果たすために私たちは日々研鑽を積み、専門性を高め、営業活動や業務に取り組んでまいります。

変わらない使命のために、

商工中金は変わり続けます。

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第13回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2021年5月

取締役社長

関根正裕

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の終息がまだに見えない中、多くの株主の皆さまが集まる株主総会は集団感染リスクが伴いますので、本年度の株主総会も、開催時間を短縮する等、感染拡大防止に最大限努めた上で開催いたします。株主の皆さまにおかれましては、健康状態によらず、ご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら5ページからの「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2021年6月21日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月22日（火曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項 第1号議案 第2号議案	<p>剰余金の処分の件</p> <p>取締役1名選任の件</p>

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①計算書類の個別注記表 ②連結計算書類の連結注記表

なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、上記①及び②の書類となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。

◎他の株主さまの健康・安全の確保のため、当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクの着用をお願いいたします。また、入場時のアルコール消毒、検温等をお願いする場合がございます。発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと思われる方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（又は、ご退席をお願いする）こととなりますので、あらかじめご了承ください。

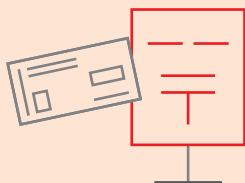
◎当金庫係員は軽装（クールビズ）の他、マスク着用にてご対応させていただきます。全ての役員もマスクを着用して登壇させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時10分到着

■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時10分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

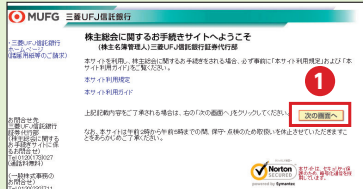
インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**
 ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。
 (ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。)



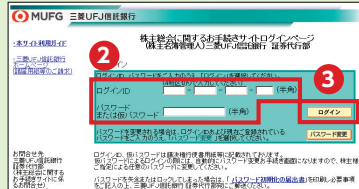
パソコンの場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

1 議決権行使サイトへアクセスする



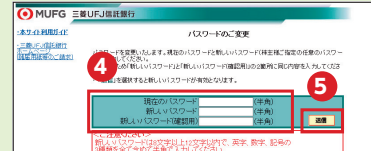
1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを変更する



- 4 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力
- 5 「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



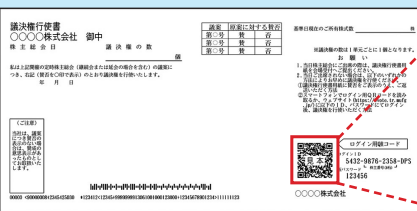
スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

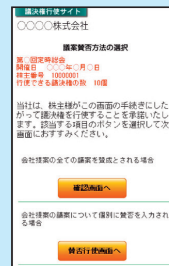
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、上記の「ログインID・仮パスワード」を入力する方法をご確認ください。



議決権行使書副票 (右側)



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

剰余金の処分の件

第92期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,495,739,957円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
剰余金の配当に係る主務大臣の認可を得ることを条件として、2021年6月24日といたしたいと存じます。

取締役1名選任の件

取締役河野一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

お ば ら ひ ろ ゆ き
小 原 広 之 生年月日 1964年9月22日生

新任



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	大蔵省（現財務省）入省	2013年6月	同検査局総務課長
2008年7月	金融庁監督局総務課信用機構対 心室長	2015年7月	預金保険機構調査部長
2009年2月	同総務企画局総務課企画官	2017年7月	同金融再生部長
2009年9月	同総務企画局企画課保険企画室 長	2020年7月	財務省福岡財務支局長（現任） 現在に至る
2011年8月	同監督局保険課長		

取締役候補者とした理由

財務省、金融庁、預金保険機構等の金融の専門分野での豊富な経験と信用リスクマネジメントに関する幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。

- 候補者と当金庫の間には、特別の利害関係はありません。
- 候補者は、財務省福岡財務支局長を2021年6月21日に退任する予定であります。
- 候補者は、取締役河野一郎氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当金庫定款の定めにより、取締役河野一郎氏の任期の満了する時までとなります。
- 当金庫は、取締役、監査役及び委任型執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補填されない等、一定の免責事由があります。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

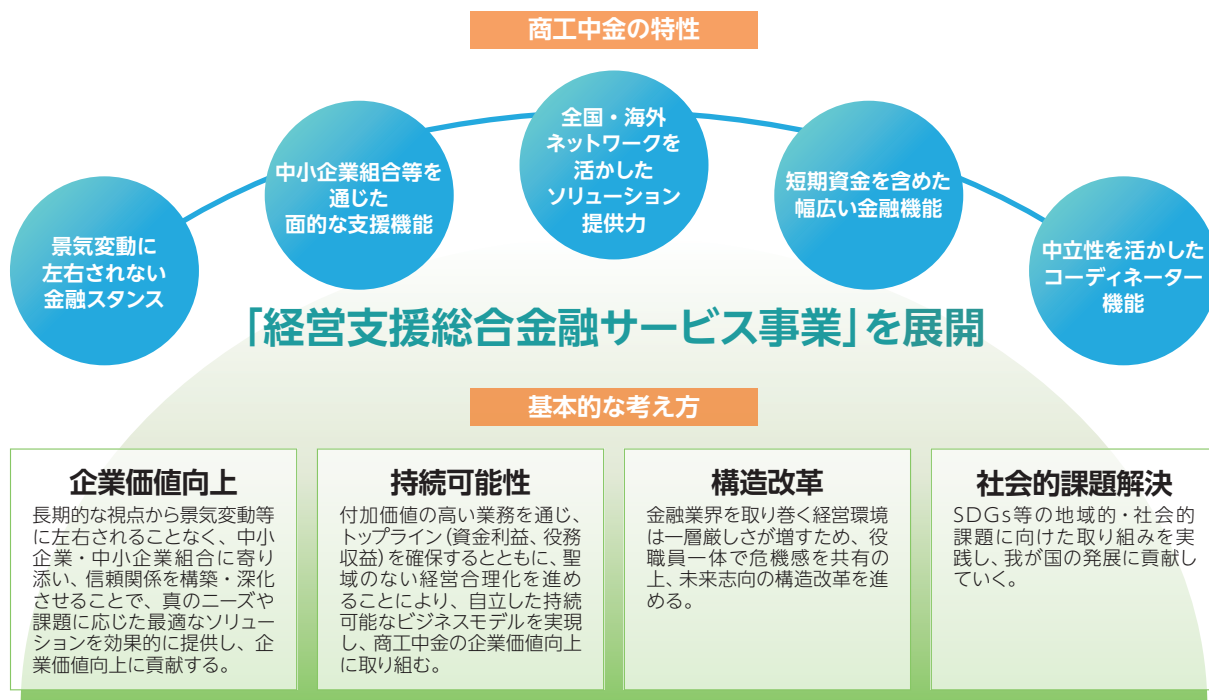
以 上

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かしたソリューションを的確に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開しております。

当金庫は、取引先中小企業の悩みや課題に対する4つの支援を重点分野として位置付け、それぞれにKPI (Key Performance Indicator:目標の達成度を定量的に評価する指標) を設定し、その進捗状況を管理しております。A) 借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業、B) 債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業、C) リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業、D) 創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業のそれぞれに対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&Aや事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供することにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。また、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

【金融経済環境】

2020年度のわが国経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、年度前半に急激に悪化した後、年度後半は持ち直しの動きがみられましたが、飲食業や旅行業関連などの対面型サービスセクターを中心に依然として厳しい状況にあります。

個人消費は、年度当初の緊急事態宣言により、対面サービスを伴う分野を中心に大きく減少した後、持ち直しの動きを挟んで、年度末には再び新型コロナウイルス感染症の拡大を受け弱含みました。設備投資は、年度前半に減少した後、生産活動の回復を受け、年度後半には製造業を中心に持ち直しの動きがみられました。輸出は、世界的な経済活動の停滞を受け、年度当初は減少しましたが、年度後半は経済の回復が進んだ中国向けを中心に増加に転じました。

中小企業についてみますと、当金庫の「商工中金景況調査」では、6月調査で景況判断指数は大きく落ち込みましたが、9月調査以降は持ち直し、景況感に下げ止まりの動きがみられました。一方、「中小企業設備投資動向調査」をみますと、景気の先行き不透明感が増す中、設備投資には慎重な姿勢が続きました。

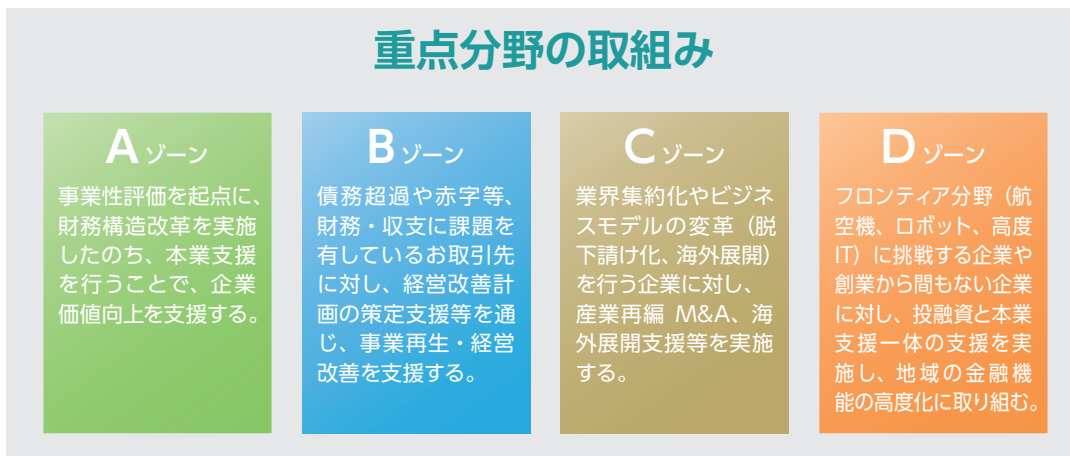
金融面につきましては、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する中、国内金利は短期金利、長期金利ともに低位で推移しました。円の対ドル相場は、米国の強力な金融緩和実施に伴って、緩やかなドル安円高傾向が続いた後、米国の長期金利上昇を受け、年度末にかけて1ドル110円台まで円安が進みました。日経平均株価は、海外株価の上昇等を背景に30年ぶりに一時30,000円台を回復するなど、堅調に推移しました。

【事業の経過及び成果】

当金庫の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているものうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、7ページにおいて記載したAゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義しております。

重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や貸出残高をKPIとして設定し、公表しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで生じる新たな課題やニーズの変化への対応は、まさに「経営支援総合金融サービス事業」の事業領域であることを踏まえ、ビジネスモデルの確立に向けて、重点分野への一層の注力が必要であると考えております。



ボリュームゾーンであるAゾーン（借入負担が重く資金繰りに不安がある中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対し、より踏み込んだ支援を行っていく必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーン（債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め当金庫がサポートするお取引先の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、継続して注力してまいります。

Cゾーン（リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業）及びDゾーン（創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業）については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされたお取引先も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、流動性預金、定期性預金がともに増加した結果、期末残高は前期末比8,116億円増加し、5兆8,936億円となりました。

預 金

5兆8,936億円

前期末比8,116億円増

（債券）

債券は、募集債が減少した結果、期末残高が前期末比2,029億円減少し、3兆7,871億円となりました。

債 券

3兆7,871億円

前期末比2,029億円減

（貸出金）

貸出金は、危機対応業務を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比1兆2,272億円増加し、9兆5,214億円となりました。

貸出金

9兆5,214億円

前期末比1兆2,272億円増

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比2億円増加し、151億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比5億円増加し、89億円となりました。

特定取引
資 産

151億円

前期末比2億円増

特定取引
負 債

89億円

前期末比5億円増

（有価証券）

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比1,811億円増加し、1兆4,644億円となりました。

有価証券

1兆4,644億円

前期末比1,811億円増

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比1兆8,632億円増加し、13兆126億円となりました。

総資産

13兆126億円

前期末比1兆8,632億円増

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比4,292億円増加し、21兆6,846億円となりました。

内国為替
取扱高

21兆6,846億円

前期比4,292億円増

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易及び貿易外取引等が減少した結果、前期比363百万ドル減少し、6,382百万ドルとなりました。

外国為替
取扱高

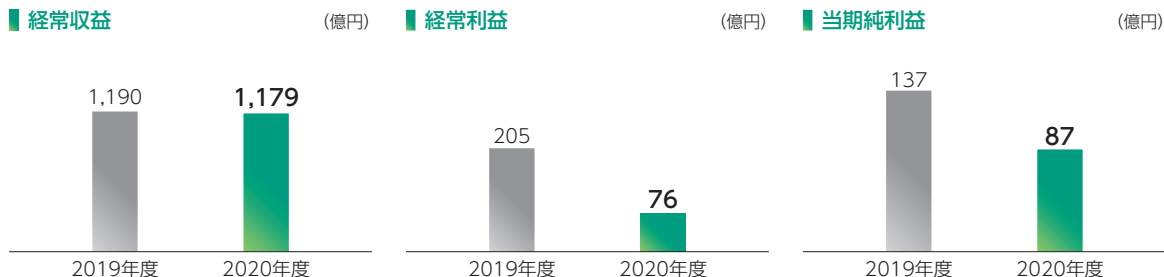
6,382百万ドル

前期比363百万ドル減

(損益)

経常収益は、資金運用収益が増加した一方で、特定取引収益やその他業務収益等が減少した結果、前期比10億円減少し、1,179億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額等が増加した結果、前期比118億円増加し、1,102億円となりました。

以上により、経常利益は前期比129億円減少し、76億円となり、当期純利益は前期比49億円減少し、87億円となりました。



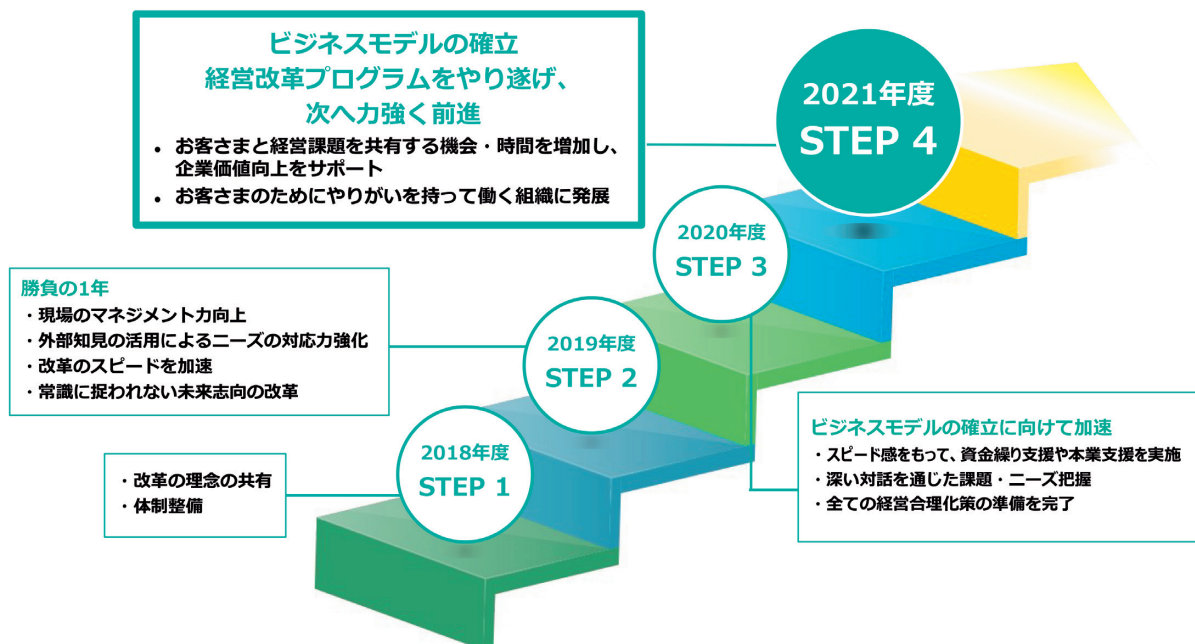
[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加

速ささせていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化を強いられております。従って、引き続き取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月から取扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

加えて、借入金の急激な増加、新常态におけるビジネスモデルや商流の変化、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しており、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。



これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	4,892,270	5,057,977	5,082,048	5,893,654
	定期性預金	3,099,081	3,288,142	3,195,222	3,571,601
	その他	1,793,189	1,769,835	1,886,825	2,322,052
債	券	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170
社	債	—	—	—	10,000
貸	出金	8,648,176	8,289,724	8,294,116	9,521,402
	融資対象団体等向け	8,478,365	8,115,855	8,122,891	9,345,773
	融資対象団体等向け以外	169,810	173,869	171,225	175,628
特	定取引資産 (トレーディング資産)	21,413	14,132	14,843	15,109
特	定取引負債 (トレーディング負債)	12,653	8,404	8,367	8,928
有	価証	1,514,685	1,383,976	1,283,350	1,464,472
	国債	790,036	606,776	502,984	734,260
	その他	724,648	777,199	780,366	730,211
総	資産	11,890,224	11,749,830	11,149,348	13,012,603
内	国為替取扱高	20,872,579	20,233,347	21,255,368	21,684,640
外	国為替取扱高	百万ドル 6,952	百万ドル 6,967	百万ドル 6,746	百万ドル 6,382
経	常利益	56,947	30,791	20,581	7,670
当	期純利益	36,295	14,485	13,735	8,773
1株	当たり当期純利益	円 銭 16 67	円 銭 6 65	円 銭 6 31	円 銭 4 3

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 該当がない場合は「—」で表示しております。

3. 「内国為替取扱高」に関して数値の軽微な誤りが判明したため、2017年度(第89期)～2019年度(第91期)につきましては、当該誤りを訂正した後の金額を記載しております。かかる訂正による過年度決算への影響はありません。

4. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経	常収益	204,707	181,244	153,835	151,777
経	常利益	58,499	32,199	21,664	8,503
親	会社株主に帰属する 当期純利益	37,339	15,430	14,543	9,242
純	資産額	972,384	964,082	959,450	979,554
総	資産	11,957,351	11,818,536	11,219,507	13,083,272

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,685人
平 均 年 齢	38年11月
平 均 勤 続 年 数	14年8月
平 均 給 与 月 額	440千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道 地 区	5	(1)
東 北 地 区	9	(1)
関 東 甲 信 越 地 区	33	(4)
東 海 地 区	10	(1)
北 陸 地 区	4	(—)
近 畿 地 区	15	(1)
中 国 地 区	10	(1)
四 国 地 区	4	(—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12	(1)
国 内 計	102	(10)
海 外 計	1	(—)
合 計	103	(10)

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式となった神田支店（2020年2月25日付）、梅田支店及び箕面船場支店（2020年5月7日付）、熱田支店（2020年5月18日付）、川崎支店及び横浜西口支店（2021年3月8日付）、新木場支店（2021年3月15日付）並びに副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店、2020年7月20日付）が含まれております。
 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末

3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
箕面船場営業所	大阪府箕面市船場東2-5-55
新木場営業所	東京都江東区新木場1-18-6

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美幌市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18 相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
24 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25 ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
30 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31 全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
36 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
40 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44 横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
45 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46 相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
47 新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
48 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49 はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
51 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
52 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
53 新潟大米信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
54 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
55 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
56 富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
57 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
58 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
59 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
60 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
61 長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
62 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
63 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
64 飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
65 益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
66 しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
67 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
68 浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
69 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
70 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
71 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
72 島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
73 富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
74 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市養生町字元菅41番地	信用金庫
76 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
77 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
78 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
79 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
80 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
81 京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
82 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
83 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
84 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中心区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
85 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
86 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
87 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
88 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
89 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
90 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
91 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
92 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
93 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
94 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
95 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
96 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
97 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
98 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
99 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
100 両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
101 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
102 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
103 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
104 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
105 香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
106 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
107 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
108 福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
109 佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
110 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
111 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
112 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
113 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
114 西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
115 福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
116 熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
117 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
118 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
119 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
120 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
121 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
122 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
123 株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
124 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	8,776
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
共生ビル土地建物購入	3,380
美住ビル電気設備工事	1,690

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、 コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率であります。
 4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2021年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛冶克彦	取締役専務執行役員 経営企画部	—	—
河野一郎	取締役常務執行役員 主計部 市場業務部 危機対応業務部	—	—
多胡秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社東和銀行社外取締役	—
中村重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
大川順子	取締役（社外取締役）	—	—
大久保和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外監査役 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役	—
岡本泰一郎	常勤監査役	—	—
岡田不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺脇一峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キュービー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
金子裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学大学院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役 三菱UFJリース株式会社社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2021年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
小野木 哲也	専務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
羽根 正人	常務執行役員
牧野 秀行	常務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
萩尾 太	常務執行役員
阿部 学	常務執行役員

2. 監査役金子裕子氏が社外監査役を務める三菱UFJリース株式会社は、2021年4月1日付で日立キャピタル株式会社と経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社に商号を変更しております。また、同氏は、同日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任しております。以上のことは、以下、本事業報告に「三菱UFJリース株式会社」と記載がある箇所に同様に当てはまりますが、重ねての記載は省略いたします。
3. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高 巖	取締役 (社外取締役)	麗澤大学経済学部教授 三菱地所株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役	2020年6月23日 任期満了
渡瀬 ひろみ	取締役 (社外取締役)	株式会社アーリア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社パートナーエージェント社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション 社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役	2020年6月23日 任期満了
牧野 秀行	常勤監査役	—	2020年6月23日 辞任

5. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	退職慰労金
取締役	9人	100 (うち報酬以外の金額5)	94	5
監査役	5人	50 (うち報酬以外の金額3)	46	3
計	14人	150 (うち報酬以外の金額9)	141	9

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
4. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
5. 上記取締役及び監査役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、及び同日辞任した監査役1名が含まれております。
6. 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円及び辞任した監査役1名に対し2百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円（取締役2名3百万円、監査役1名2百万円）が含まれております。
7. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
8. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
- ・ 執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
 - ・ 社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役

の協議により決定しております。

□ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

・当該方針の決定の方法

取締役会で決議されている規程に基づき決定しており、取締役会の報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役の報酬等については取締役会の決議により、また監査役の報酬等については監査役の協議により、決定しております。なお、報酬委員会は、その過半が社外有識者（社外取締役を含む。）により構成されており、取締役及び監査役が受ける個人の報酬額又はその算出方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けております。

・その方針の内容の概要

報酬は、固定（月額）報酬のみを採用しており、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。また、役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出しており、支給の都度、報酬委員会に諮問した上で決定しております。

・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

注. 当金庫においては、取締役会の委任決議に基づき取締役社長執行役員（代表取締役）関根正裕氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は規程に定める取締役の報酬額の範囲において兼務する執行役員の職位によって、取締役の個人別の報酬額を決定するものであります。これらの権限を委任した理由は、規程に定める役員報酬の月額に関し、役付取締役の報酬月額については、同一の役付取締役であっても兼務する執行役員の職位によって異なるためであります。取締役会は、当該権限が取締役社長執行役員（代表取締役）によって適切に行使されるよう、過半数が社外有識者（社外取締役を含む。）で構成される報酬委員会の答申を受けて決定した具体的な報酬額の報告を受ける等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
多 胡 秀 人	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
中 村 重 治	
大 川 順 子	
大久保 和 孝	
岡 田 不二郎	
寺 脇 一 峰	
金 子 裕 子	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
多胡秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役
中村重治	株式会社エフテック 社外監査役 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役 (監査等委員) リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大川順子	該当ございません。
大久保和孝	株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 株式会社ブレインパッド 社外監査役 株式会社LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役 武蔵精密工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社SS Dnaform 代表取締役
岡田不二郎	該当ございません。
寺脇一峰	鈴木諭法律事務所 弁護士 キュービー株式会社 社外監査役 鹿島建設株式会社 社外監査役 芝浦機械株式会社 社外取締役
金子裕子	早稲田大学 商学大学院教授 神奈川中央交通株式会社 社外取締役 三菱UFJリース株式会社 社外監査役

- 注1. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事、株式会社山陰合同銀行の社外取締役及び株式会社東和銀行の社外取締役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外監査役、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キュービー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役及び芝浦機械株式会社の社外取締役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授、神奈川中央交通株式会社の社外取締役及び三菱UFJリース株式会社の社外監査役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
多胡秀人	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
中村重治	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川順子	9ヵ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会14回すべてに出席しております。	主に経験豊富なお客様対応、企業再生、ダイバーシティ推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づいた企業再生への取組みに関し、意識改革等を目的に全職員向けに講話を実施する等役割を果たしております。
大久保和孝	9ヵ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会14回すべてに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、全支店長向けに、企業の不祥事に関する研修を行い、行動規範の浸透等を目的にグループディスカッションを実施する等役割を果たしております。
岡田不二郎	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の視点から発言を行っております。
寺脇一峰	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
金子裕子	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注。「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫 からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫 の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役	6人	34 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の合計	9人	66 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。	5

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
3. 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
4. 上記取締役の支給人数には、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
5. 上記のほか、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役2名に対し3百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額3百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 23,598名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
株式会社珈栄舎	6,087	0.27
東銀リース株式会社	5,300	0.24
鹿児島県火災共済協同組合	5,006	0.23
東京木材問屋協同組合	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 持株比率は、自己株式数（10,618千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

株式事務の合理化を図るため、会社法第197条の規定に基づき、所在不明株主の株式を以下のとおり自己株式として取得しました。

取得日：2021年3月26日

買取株数：306,246株

買取総額：52,980,558円

(5) 株主構成

区分	持株数等	持株比率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	678,613	31.18
事業協同組合・同連合会	615,054	28.26
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,678	2.83
企 業 組 合	1,879	0.08
協 業 組 合	6,342	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,053	1.10
商店街振興組合・同連合会	1,692	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,834	0.17
酒類業組合・同連合会	579	0.02
内航海運組合・同連合会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	438,669	20.16
そ の 他	2,905	0.13

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,618千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(6) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白幡 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	104	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・海外現地法人向け融資に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は112百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
 該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。本方針及び2020年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としたコンプライアンス検討会を、2020年度は7回開催しております。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2020年度は、①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②事例に基づくコンプライアンス検討会、③コンプライアンス意識調査等を実施しました。この他、役員向けには「重点サポート店舗との関わり方」及び「心理的安心を作り出す振る舞い」をテーマに、営業店長向けには「コンプライアンスは何のために取組むのか」及び「行動基準との対話」をテーマにコンプライアンス検討会を、また、全職員向けには「意識改革」をテーマとした動画研修を実施しました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。2020年9月には、当金庫の内部通報制度の適切な整備・運用が認められ、消費者庁の指定登録機関（商事法務研究会）から「内部通報制度認証（WCMS 認証）」を取得しました。

法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。2020年度期初は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンサイト監査の自粛を余儀なくされたものの、危機対応業務に係るオフサイト監査を実施し、事前のリスク対応を促す観点から改善を促すなど、適切に監査・提言等に取り組みました。その後、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した監査を再開させるとともに年度間の監査計画の見直しを行いました。また、テーマ別監査では、外部環境の変化を踏まえた専門的かつ客観的知見を確保するため、監査法人との共同監査を実施するとともに、監査法人からの支援を受けてリスクベースで効果的な監査を実施するためシステム監査中期計画を策定し、監査中期計画への反映を行いました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を継続的に行っております。

リスク統括部は、パーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築し、収集を開始しているなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・本社横断的なリスク管理の高度化に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、外為業務委託行からの情報提供依頼（RFI：Request For Information）や個別検証から得られた発見事象を態勢高度化やリスク評価に活用するとともに、マネロン等対策における実務、確認すべきポイント等を国際部、営業店と共有することで金庫全体として対応の高度化を図っております。

また、国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部において必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に関し必要な体制整備に向けた取組みを開始し、定期的に現状の認識と今後の方向性について見直しを行っております。

監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2020年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しているほか、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2020年度は2020年12月に開催いたしました（2020年6月に開催を予定しておりました経営諮問委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み中止しました。）。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社においても、2020年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会及びコンプライアンス意識調査を実施しました。

また、2020年度は、子会社毎に整備された「内部統制システムの基本方針」の運用状況及び取組内容について確認を行っております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制**(決議内容の概要)**

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、2020年度の振り返りを行ったほか、2021年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論の上決定しました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**(決議内容の概要)**

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**(決議内容の概要)**

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2020年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2020年度は11回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2020年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

MEMO

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

第92期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,680,583	預当座預金	5,893,654
現金	23,220	普通預金	545,702
預け金	1,657,363	座金	1,662,949
コ一ル口一ン	143,938	預預預	30,613
買入金取債権	19,471	の他預	3,571,601
特定金融派生商品	15,109	渡性預	82,787
有価証券	1,464,472	債券の預	437,864
国債	734,260	債券の預	3,787,170
地方債	460,194	債券の預	164,811
株式	172,712	債券の預	8,928
その他の証券	54,067	債券の預	8,928
貸出金	9,521,402	借入金	1,497,590
引当金	101,521	借入金	1,497,590
有形固定資産	329,563	借入金	43
手形	329,563	借入金	9
証書	7,854,270	借入金	33
当座	1,236,047	借入金	10,000
外国為替	24,810	借入金	75,916
外国預金	17,296	借入金	2,094
外国為替	464	借入金	6,176
その他の資産	7,049	借入金	6,871
前払費用	10,340	借入金	4,032
未収収益	4,071	借入金	2,763
金融派生商品	1,926	借入金	13,985
金融商品等差入担保金	69,471	借入金	2,502
その他の資産	3,443	借入金	38
有形固定資産	42,494	借入金	37,451
建物	16,858	借入金	4,330
土地	21,603	借入金	1,155
建設仮勘定	835	借入金	58
その他の有形固定資産	3,198	借入金	48,979
無形固定資産	10,294	借入金	67
ソフトウェア	9,104	借入金	112,070
その他の無形固定資産	1,190	借入金	111,067
前払年金費用	32,747	借入金	1,003
繰延税金資産	36,023	借入金	12,042,640
支払承諾見返	112,070	負債の部合計	12,042,640
支払承諾見返	111,067	純資産の部	218,653
代理貸付保証見返	1,003	資本	129,500
貸倒引当金	△180,069	剰余金	400,811
資産の部合計	13,012,603	利益	0
		繰上金	0
		繰上金	201,099
		繰上金	24,210
		繰上金	176,888
		繰上金	377
		繰上金	49,570
		繰上金	126,940
		繰上金	△1,136
		株主資本合計	948,927
		その他の有価証券評価差額金	21,060
		繰上金	△25
		評価・換算差額等合計	21,035
		純資産の部合計	969,963
		負債及び純資産の部合計	13,012,603

第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	資	102,905	117,932
	常金	96,996	
	貸有コ預金	3,725	
	利の取入	130	
	の	1,101	
	の	23	
	の	927	
役	特	9,133	
	受そ	1,410	
	の	7,722	
	の	2,202	
	の	2,202	
	の	1,060	
	の	847	
	の	213	
	の	2,631	
	の	88	
	の	650	
	の	1,891	
	常金	4,994	110,262
	預讓債コ借借社	2,670	
	の	190	
	の	1,107	
	の	△3	
	の	21	
	の	934	
	の	27	
	の	46	
	の	2,567	
	の	360	
	の	2,206	
	の	2,254	
	の	2,029	
	の	22	
	の	8	
	の	26	
	の	166	
	の	1	
	の	79,175	
	の	21,270	
	の	19,067	
	の	317	
	の	627	
	の	93	
	の	1,165	
	常別	7,670	4,443
	固受	651	
	の	3,792	
	の	196	1,449
	の	1,253	
	引税、人	2,400	10,664
	人	△510	
	期	1,890	8,773
	純	8,773	

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

第92期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本							
	利益剰余金						自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益金				
繰越利益金				繰越利益金				
当期首残高	23,310	404	49,570	123,536	196,822	△1,072	944,714	
当期変動額								
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496		△4,496	
固定資産圧縮積立金の取崩		△26		26	—		—	
当期純利益				8,773	8,773		8,773	
自己株式の取得						△63	△63	
自己株式の処分						0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	899	△26	—	3,404	4,277	△63	4,213	
当期末残高	24,210	377	49,570	126,940	201,099	△1,136	948,927	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,879	85	11,964	956,679
当期変動額				
剰余金の配当				△4,496
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				8,773
自己株式の取得				△63
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,181	△110	9,070	9,070
当期変動額合計	9,181	△110	9,070	13,284
当期末残高	21,060	△25	21,035	969,963

第92期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,680,626	預 金	5,886,778
コールローン及び買入手形	143,938	譲 渡 性 預 金	437,864
買 入 金 銭 債 権	19,471	債 券	3,786,770
特 定 取 引 資 産	15,109	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	164,811
有 価 証 券	1,461,131	特 定 取 引 負 債	8,928
貸 出 金	9,511,424	借 用 金	1,558,115
外 国 為 替	24,810	外 国 為 替	43
そ の 他 資 産	175,820	社 債	10,000
有 形 固 定 資 産	43,522	そ の 他 負 債	80,546
建 物	17,329	賞 与 引 当 金	4,543
土 地	22,126	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,977
建 設 仮 勘 定	835	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	94
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,231	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	48,979
無 形 固 定 資 産	10,286	環 境 対 策 引 当 金	67
ソ フ ト ウ ェ ア	9,122	そ の 他 の 引 当 金	74
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,163	繰 延 税 金 負 債	52
退 職 給 付 に 係 る 資 産	26,625	支 払 承 諾	112,070
繰 延 税 金 資 産	39,298	負 債 の 部 合 計	12,103,717
支 払 承 諾 見 返	112,070	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△180,864	資 本 金	218,653
資 産 の 部 合 計	13,083,272	危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	212,698
		自 己 株 式	△1,136
		株 主 資 本 合 計	960,526
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,076
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△25
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△5,820
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,230
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	979,554
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,083,272

第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		151,777
資金運用収益	102,888	
貸出金利息	96,977	
有価証券利息配当金	3,727	
コールローン利息及び買入手形利息	130	
預け金利息	1,101	
金利スワップ受入利息	23	
その他の受入利息	928	
役務取引等収益	9,518	
特定取引収益	2,202	
その他業務収益	34,613	
その他経常収益	2,554	
償却債権取立益	88	
その他の経常収益	2,466	
経常費用	143,274	
資金調達費用	5,157	
預金利息	2,670	
譲渡性預金利息	190	
債権証券利息	1,107	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△3	
債券貸借取引支払利息	21	
借入金利息	1,098	
社債利息	27	
その他の支払利息	46	
役務取引等費用	2,615	
その他業務費用	33,797	
その他経常費用	80,315	
の他経常費用	21,387	
貸倒引当金繰入額	19,174	
その他の経常費用	2,212	
経常利益	8,503	
特別利益	4,443	
固定資産処分益	651	
受取賠償	3,792	
特別損失	1,450	
固定資産処分損失	196	
減損損失	1,253	
税金等調整前当期純利益	11,496	
法人税、住民税及び事業税	2,645	
法人税等調整額	△395	
当期純利益	9,246	
非支配株主に帰属する当期純利益	3	
親会社株主に帰属する当期純利益	9,242	

第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	207,952	△1,072	955,844
当期変動額							
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属する当期純利益					9,242		9,242
自己株式の取得						△63	△63
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	0	4,745	△63	4,682
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	212,698	△1,136	960,526

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,884	85	△12,160	△191	3,796	959,450
当期変動額						
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属する当期純利益						9,242
自己株式の取得						△63
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,192	△110	6,340	15,421	—	15,421
当期変動額合計	9,192	△110	6,340	15,421	—	20,104
当期末残高	21,076	△25	△5,820	15,230	3,796	979,554

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

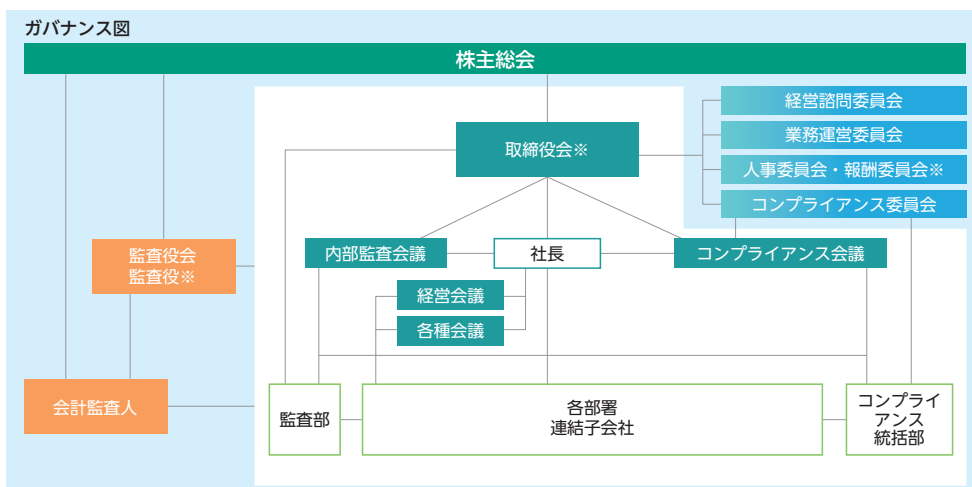
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	岡 本 泰一郎 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	岡 田 不二郎 ㊞
監 査 役(社外監査役)	寺 脇 一 峰 ㊞
監 査 役(社外監査役)	金 子 裕 子 ㊞

以 上



※社外取締役・社外監査役が就任している機関

主要な会社機関の内容

取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されています。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名（非常勤監査役を含みます。））で構成されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

人事委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者、外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

社外取締役・社外監査役のスキルマトリクス

氏名	現在の当社における地位等	社外役員の専門性			
		企業経営	金融	財務会計	法律
多 胡 秀 人	取締役 独立		●		
中 村 重 治	取締役 独立	●	●		
大 川 順 子	取締役 独立	●			
大 久 保 和 孝	取締役 独立			●	
岡 田 不 二 郎	監査役 独立 常勤				●
寺 脇 一 峰	監査役 独立				●
金 子 裕 子	監査役 独立			●	

「当金庫の独立性基準」

当金庫における独立性を有する社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記（1）から（10）までに該当するものがある場合でも、人事委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

（※1）重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

取締役会の実効性評価

過年度、主務大臣から2度の業務改善命令を発出されるに至った当金庫では、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』を実現し、ガバナンスの徹底強化を図るべく、2018年度から、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施することで次年度に活かす態勢を構築しております。毎年、このようなPDCAサイクルを回していくことで、取締役会の更なる機能向上を図ってまいります。

分析・評価は、取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計の上、意見交換会の開催、その後の取締役会での審議を経て、次年度の取組方針を決定しております。

アンケートの実施

意見交換会の開催

取締役会にて今後の取組みを決定

2019年度の実効性評価を踏まえた2020年度の主な取組みは以下のとおりです。

- ① 取締役会の機能面における「議題・議論の在り方」に対しては、新型コロナウイルス感染症に関する危機対応業務に関する議論が中心となりました。
- ② 監査機関等との連携における「監査役をはじめとする監査機関と社外取締役の連携強化」に対しては、意見交換会の開催頻度拡充を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、例年並みの開催にとどまりました。
- ③ 取締役会の運営面における「説明資料の品質向上」に対しては、エグゼクティブサマリーを改良し資料の明瞭化に取り組みました。

2020年度の実効性評価結果の概要は以下のとおりです。

- ① 2019年度の実効性評価で認識した課題への取組みを行った結果、全体的に前回より肯定的な評価が得られており、特に取締役会の機能面では「内部統制の監督状況」、取締役会の運営面では「事前の情報共有」について肯定的な評価が多くありました。例えば、「内部統制の監督状況」については、取締役会に対する、子会社を含めた商工中金グループにおける内部統制の運用状況の報告を拡充した結果、『内部統制やコンプライアンスに関する議論は十分なされており、ガバナンスとして効果的なものとなっている』といった意見が出されました。また、「事前の情報共有」については、経営会議議事録等の共有事項を拡充した結果、『十分な事前説明を受け、取締役会での活発な議論に繋がっているという点で、実効性として評価できる』といった意見が出されました。
- ② 一方で、取締役会の機能面で「戦略的な議論」を拡充するべきであるといった点や、取締役会の運営面で「議題内容・議題数」について、議題内容の説明資料をさらに明瞭化するべきである、議案の内容をより拡充するべきであるといった点が課題として認識されました。

2020年度の取締役会の実効性評価結果を踏まえた2021年度の取組み

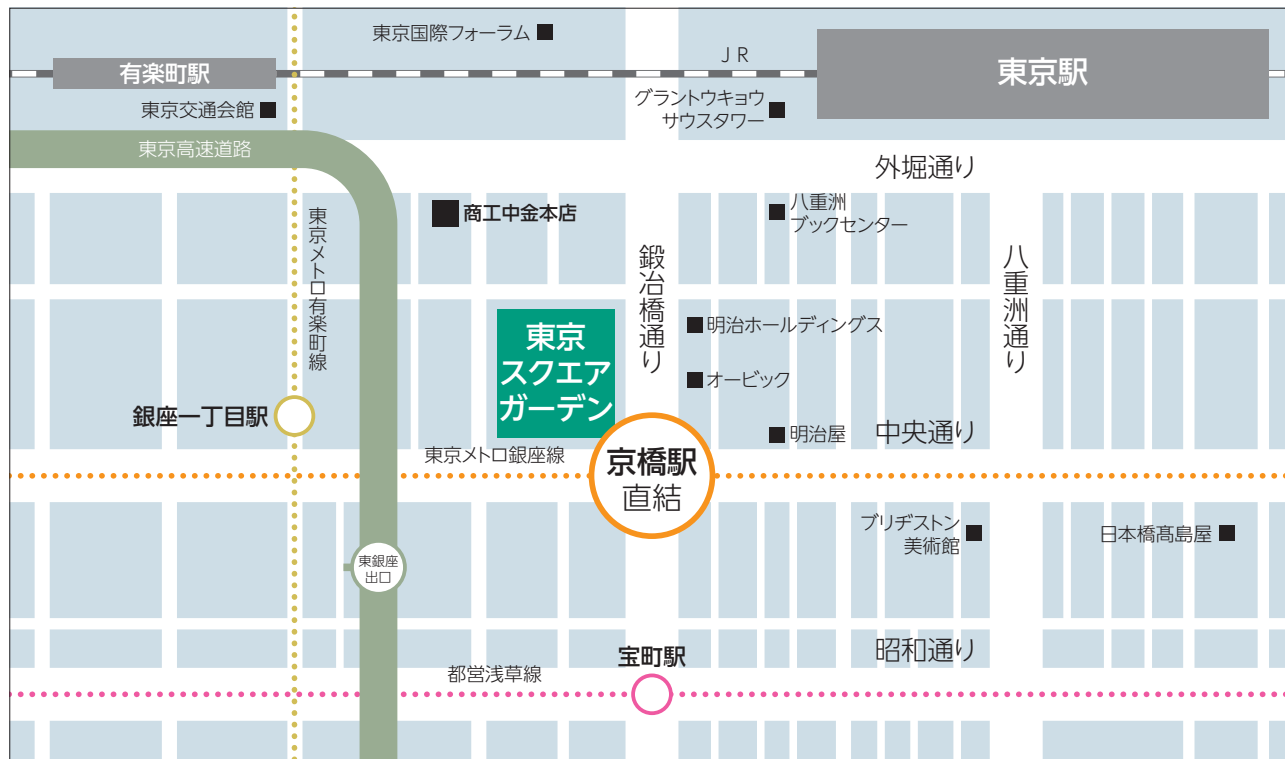
上記取締役会の実効性評価を踏まえて、2021年度における当金庫の取組みの一部をご紹介します。

- 取締役会の更なる活性化のため「テーマ（議案）」の拡充
- 取締役会の議案として「決議事項」「報告事項」に加え、「討議事項」を導入
- 取締役会資料（エグゼクティブサマリー）の更なる明瞭化 など

第13回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
 電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。